

統計制度部会における審議実績について（案）

令和 7 年 9 月 22 日
統計委員会担当室

統計制度部会は、統計委員会部会設置内規（平成 19 年 10 月 5 日統計委員会決定）の規定により、統計委員会の審議事項のうち、

- ① 政省令の制定又は改廃に関する事項
- ② 基幹統計調査に係る匿名データに関する事項

を所掌している。

1 政省令の制定又は改廃に関する事項の審議実績

統計制度部会の所掌のうち、上記①の政省令の範囲については、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 45 条の 2 第 1 号及び第 2 号に掲げる条項の政令及び総務省令となっている（参考 2）。これらの制定又は改廃に関する事項について、統計制度部会における審議実績は、下表のとおりである。

なお、「統計法第 45 条の 2 ただし書における『委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」（平成 30 年 9 月 28 日統計委員会決定）に定める事項に該当する場合には、統計委員会に報告のみが行われ、部会における審議は行われていない。

	制定又は改廃する政省令等	委員会審議等	部会審議	制定又は改廃の内容
①	統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）の一部改正 ＜第 8～9 条、第 11 条、第 17～19 条、第 25～27 条、第 33～35 条、第 41 条第 1～5 項、第 42 条第 1～2 項＞	H30. 10. 25 諮問 H30. 12. 17 答申	H30. 11. 9 H30. 11. 16 H30. 12. 7	- 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」、調査票情報等の適正管理措置、（これらを踏まえた）調査票情報の提供等に関する手続等の省令改正の諮問。 - 省令の解釈としてガイドライン等に運用上の基準を明記することなど施行に当たっての課題を付しつつ、原案を適当とする答申。
②	統計法施行令（平成 30 年政令第 334 号）の一部改正 ＜第 3 条、第 7～8 条＞	H31. 1. 30 報告	なし	「報告を求めた者」→「報告を求めた個人又は法人その他の団体」など字句の形式修正。 ※（諮問対象とされていない）二次利用時の手数料が主たる改正であり、それにあわせて改正。
③	統計法第 9 条第 4 項の一部改正（軽微基準の見直し）	R2. 3. 16 決定	なし	統計委員会からの提起を踏まえ、ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて、軽微処理基準の見直しを行ったもの。
④	統計法第 9 条第 4 項の一部改正（組織名変更）	R3. 7. 30 決定	なし	- 統計委員会決定の形式的な改正。 - 政策統括官の組織名が変更され

	制定又は改廃する政省令等	委員会審議等	部会審議	制定又は改廃の内容
				たことによる。 (統計基準担当) → (統計制度担当)
⑤	官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）の改正等に伴う統計法施行規則の一部改正 ＜第 11 条、第 19 条、第 25 条、第 27 条、第 33 条、第 35 条、第 41～42 条＞	R3. 9. 29 報告	なし	「官民データ活用推進基本法」の「重点分野」の規定が削られ、「デジタル社会形成基本法」の「特定公共分野」を規定。（法令のハネ改正） 「又は」等の字句の形式修正。
⑥	個人情報保護に関する 3 本の法律が 1 本に統合されることに伴う統計法施行規則の一部改正 ＜第 11 条、第 19 条、第 27 条、第 35 条、第 41～42 条＞	R4. 3. 28 報告	なし	「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が「個人情報の保護に関する法律」に統合されることによるもの。（法令のハネ改正）
⑦	デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）の施行に伴う統計法施行規則の一部改正 ＜第 27 条、第 35 条＞	R5. 7. 26 報告	なし	「デジタル社会形成基本法」の条ずれによるもの。（字句の形式修正）
⑧	法人の新設に伴う「独立行政法人等」の追加に係る統計法施行令の一部改正 ＜第 1 条＞	R6. 2. 8 報告 (全法人分施行後)	なし	- 公的の作成主体たる「独立行政法人等」の範囲については、情報の取扱いが厳格に規統計定される法人を定める「個人情報保護法」別表第一に掲げられる法人に一致。 - 当該別表に、福島国際研究教育機構、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、金融経済教育推進機構が順次追加され、「独立行政法人等」にも追加するもの。その追加に論点がなく軽微な事項として処理。
⑨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴う統計法施行規則の一部改正 ＜第 8 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 25 条第 2 項、第 33 条第 2 項＞。	R6. 12. 20 報告	なし	「健康保険の被保険者証」に係る規定が削除されるため、統計法施行規則において本人確認書類の 1 つとして規定している「健康保険の被保険者証」に係る規定を削除するもの。（法令のハネ改正）
⑩	法人の新設に伴う「独立行政法人等」の追加に係る統計法施行令の一部改正 ＜第 1 条＞	R7. 2. 28 報告	なし	⑥と同様に、「個人情報保護法」別表第一に国立健康危機管理研究機構が追加され、公的統計の作成主体たる「独立行政法人等」にも同機構を追加するもの。

2 匿名データの提供状況・審議実績

統計制度部会の所掌のうち、上記②の基幹統計調査に係る匿名データ（以下単に「匿名データ」という。）に関する事項に関連して、これまでの匿名データの提供状況は、下表のとおりである。

なお、「×」を付している提供年次については、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定）の規定により、統計委員会における諮問審議を要さなかったものである。

所管府省名	基幹統計調査名	匿名データの提供年次	
総務省	国勢調査	平成12年 平成17年 ×平成22年	×平成27年 令和2年 令和7年（提供前）
	住宅・土地統計調査	平成5年 平成10年 平成15年	平成20年 平成25年 平成30年 令和5年（提供前）
	労働力調査	平成元年1月～平成19年12月 ×平成20年1月～平成24年12月 平成25年1月～令和元年12月 ×令和2年1月～令和4年12月	
	就業構造基本調査	平成4年 平成9年 平成14年	平成19年 平成24年 平成29年 令和4年（提供前）
	社会生活基本調査	・調査票A（生活時間編/生活行動編）	
		平成3年 平成8年 平成13年	×平成18年 平成23年 平成28年 令和3年
厚生労働省	国民生活基礎調査	・調査票B（生活時間編）	
		平成13年	平成18年 平成23年 平成28年 令和3年
	全国消費実態調査 （令和元年から全国家計構造調査）	平成元年 平成6年 平成11年	平成16年 平成21年 平成26年 令和元年（提供前）
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成7年 平成10年 ×平成13年 平成16年 平成19年	平成22年 平成25年 平成28年 令和元年
	賃金構造基本統計調査	平成27年 平成28年 平成29年	平成30年 令和元年

（注）マイクロデータ利用ポータルサイトの「匿名データの利用可能な統計調査一覧」を参考に記載。

<https://www.e-stat.go.jp/microdata/anonymity>

また、匿名データに関する事項について、平成27年9月から令和7年8月までの統計委員会及び統計制度部会における審議実績は、下表のとおりである。

※「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」の改正内容

- ・ 平成 31 年 2 月 20 日改正：統計委員会委員長及び統計制度部会長が「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に準じて対応することが適当と認める場合には、審議を簡素化。（部会への付託なし）
- ・ 令和 6 年 9 月 26 日改正：匿名データの作成に係る答申は、基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を行った後に行う。（即日の諮問・答申が可能）

	案件名	委員会審議等	部会審議	審議内容
①	統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議手続について	H27. 9. 17 決定	なし	・ 第Ⅱ期基本計画に基づき、匿名化手法の変更点等を明らかにすることにより効率的な審議を行うもの。
②	住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について	H29. 10. 26 諮問 H29. 12. 19 答申	H29. 11. 14 H29. 11. 29 ※匿名データ部会	・ H20、25 年調査の匿名データ作成に当たり、<u>調査項目の追加</u>やトップ（ボトム）コーディングの基準値を変更があり諮問。なお、新規調査項目については、原則としてリコーディングをせずに提供。 ・ 原案を適当とする答申。
③	国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	H29. 11. 21 諮問 H30. 1. 18 答申	H29. 11. 29 H29. 12. 25 ※匿名データ部会	・ H7 及び H25 調査の匿名データ作成に当たり、<u>調査項目の追加</u>があり、諮問。 ・ 部会では、主にリサンプリング方法等について議論を行った結果、今後の課題を付したものの原案を適当とする答申。
④	匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について	H31. 2. 20 決定	H31. 2. 13	・ 「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」（平成 27 年 9 月 17 日統計委員会決定）の改正。 ・ 提供の早期化のため、「匿名化処理基準」を用いるとともに、その作成手法に関する統計研究研修所による事前の検証を活用し、審議を効率化。
⑤	労働力調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査及び社会生活基本調査の匿名データの作成について	R3. 1. 27 諮問 R3. 2. 18 答申	なし	・ H25～R 元年労働力調査、H24 及び H29 就業構造基本調査、H21 及び H26 全国消費実態調査、H23 及び H28 社会生活基本調査の匿名データ作成に当たり、<u>新規調査項目の追加</u>や分布に応じたトップコーディング等の見直しがあり、諮問。 ・ 「匿名化処理基準」に準じて処理されており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、部会付託せず原案を適当とする答申。
⑥	国民生活基礎調査の匿名データの作成について	R3. 1. 27 諮問 R3. 2. 18 答申	なし	・ H28 調査の匿名データ作成に当たり、<u>調査項目の追加</u>があり、諮問。 ・ 「匿名化処理基準」に準じて処理されており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、処理基準に準じた対応として処理し、部会付託せず原案を適当とする答申。 ・ なお、諮問資料に一部誤りがあったことから、R3. 9. 29 に再度諮問、即日答申。
⑦	賃金構造基本統計調査の匿名データ	R4. 3. 28 諮問 R4. 3. 28 答申	なし	・ 新たに当該調査の匿名データの作成をするため、諮問。

	案件名	委員会審議等	部会審議	審議内容
	の作成について			匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法に準拠して作成することとされており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、部会付託せず原案を適当とする答申。(なお、部会の臨時委員に部会付託しない旨連絡)
⑧	平成 30 年住宅・土地統計調査の匿名データの作成について	R4. 5. 27 諮問 R4. 5. 27 答申	なし	- 調査項目の追加があり、諮問。 「匿名化処理基準」に準じて処理されており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、部会付託せず原案を適当とする答申。
⑨	国民生活基礎調査の匿名データの作成について	R5. 8. 21 諮問 R5. 8. 21 答申	なし	- R 元年調査の調査項目の追加及び変更があり、諮問。 「匿名化処理基準」に準じて処理されており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、部会付託せず原案を適当とする答申。
⑩	令和 2 年国勢調査の匿名データの作成について	R5. 11. 29 諮問 R5. 11. 29 答申	なし	- 匿名化手法の精緻化及び調査項目の変更があり、諮問。 「匿名化処理基準」に準じて処理されており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、部会付託せず原案を適当とする答申。
⑪	令和 3 年社会生活基本調査及び 2019 年全国家計構造調査の匿名データの作成について	R6. 6. 26 諮問 R6. 7. 11 答申	なし	- 調査項目等の変更があり、諮問。 「匿名化処理基準」に準じて処理されており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、部会付託せず原案を適当とする答申。 ただし、全国家計構造調査は、利用者ニーズに対応する事項の追加の検討が今後の課題とされている。
⑫	匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について	R6. 9. 26 決定	R6. 8. 29	「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」(平成 27 年 9 月 17 日統計委員会決定)の改正。 - これまでの匿名データ作成の検討で蓄積された知見に基づき、個々の調査事項の処理方法から、調査事項の特性に応じた調査共通の考え方に「匿名化処理基準」を改定。 当該改定により、作成方法の検討が結果公表後から調査事項確定後に早期化され、諮問時期の前倒しが可能になるもの。
⑬	令和 7 年国勢調査に係る匿名データの作成について	R6. 10. 18 諮問 R6. 10. 18 答申	なし	- 調査事項の変更があり、諮問。 - 改正後の「匿名化処理基準」に準じて処理されており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、調査計画の変更に係る答申の日に匿名データ作成の諮問を行い、部会付託せず原案を適当として即日答申。

	案件名	委員会審議等	部会審議	審議内容
⑭	令和 4 年度就業構造基本調査及び令和 5 年度住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について	R7.8.26 諮問 R7.8.26 答申	なし	調査事項の変更があり、諮問。 ・「匿名化処理基準」に準じて処理されており、統計研究研修所による検証においても問題がないことが確認済みだったため、部会付託せず原案を適当として即日答申。

参考 1 匿名データの提供実績

統計調査名	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
国勢調査	9	5	6	2	5
住宅・土地統計調査	2	0	2	1	2
労働力調査	1	1	2	1	0
就業構造基本調査	8	4	9	8	11
社会生活基本調査	5	4	15	15	10
全国家計構造調査	3	6	7	6	7
国民生活基礎調査	10	6	11	10	5
賃金構造基本統計調査	0	0	0	0	3
合 計	38	26	52	43	43

出所 令和 6 年度（2024 年度）統計法施行状況報告（令和 7 年 7 月総務省）

参考 2 参照条文

○ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）抄

（匿名データの作成）

第三十五条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第四十五条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

一 第二条第二項第二号若しくは第五項第三号、第五条第一項、第八条第一項、第二十三條第一項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十九条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第四条第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項又は第四十二条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

○ 法第 45 条の 2 第 1 号及び第 2 号に掲げる条項の委任規定
(政令への委任 (第 1 号関連))

法の条項	法の条文
第 2 条 第 2 項 第 2 号	(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。(略) 二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、 政令で定めるもの
第 2 条 第 5 項 第 3 号	5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。(略) 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務 に関して行うもの
第 5 条 第 1 項	(国勢統計) 第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として 政令で定める者 について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計(以下この条において「国勢統計」という。)を作成しなければならない。
第 8 条 第 1 項	(基幹統計の公表等) 第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し 政令で定める事項 をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
第 23 条 第 1 項	(一般統計調査の結果の公表等) 第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し 政令で定める事項 をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
第 24 条 第 1 項	(指定地方公共団体の統計調査) 第二十四条 地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して 政令で定めるもの に限る。以下「指定地方公共団体」という。)の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、 政令で定めるところ により、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 調査の名称及び目的 二 調査対象の範囲 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 四 報告を求める個人又は法人その他の団体 五 報告を求めるために用いる方法 六 報告を求める期間
第 25 条	(指定独立行政法人等が行う統計調査) 第二十五条 独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして 政令で定めるもの に限る。以下「指定独立行政法人等」という。)は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、 政令で定めるところ により、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
第 29 条 第 1 項	(協力の要請) 第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の 政令で定める事項 を明示しなければならない。

(政令への委任内容)

政令への委任事項 ＜参照元の法の条項＞	政令における規定内容 ＜規定されている政令の条項＞
公的統計の対象となる独立 行政法人等の範囲 ＜法第2条第2項第2号＞	沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人育成就労機構、株式 会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、金融経済 教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立健康危機管理研究機構、国 立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立 学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保 険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構 ＜統計法施行令（以下「令」という。）第1条＞
統計調査から除外される行 政機関の事務 ＜法第2条第5項第3号＞	国家公安委員会、財務省、海上保安庁、防衛省及び都道府県警察の一部事務 ＜令第2条＞
国勢調査の対象となる本邦 居住者 ＜法第5条第1項＞	調査時に本邦にあり在住期間が三月以上いる者など ＜国勢調査令（昭和55年政令第98号）第4条＞
基幹統計の公表事項 ＜法第8条第1項＞	調査統計：統計の目的、調査対象の範囲、調査事項、調査方法、用語の定義など 調査統計以外：統計の目的、作成の方法、用語の定義など ＜令第3条＞
一般統計調査の公表事項 ＜法第23条第1項＞	令第3条を準用 ＜令第6条＞
統計調査の届出を要する地 方公共団体の規模及び手続 ＜法第24条第1項＞	都道府県及び政令指定都市を対象とし、調査を行う三十日前までに法第24条第1項 各号に掲げる事項（調査対象、調査事項、調査方法など）と調査票を届出 ＜令第7条＞
統計調査の届出を要する独 立行政法人等及び手続 ＜法第25条＞	日本銀行を対象とし、手続は令第7条を準用 ＜令第8条＞
行政記録情報の提供を求め る際の明示事項 ＜法第29条第1項＞	利用目的、行政記録情報の特定に足りる事項、行政記録情報の管理 ＜令第11条＞

(総務省令への委任（第2号関連）)

法の条項	法の条文
第4条 第5項	(基本計画) 第四条 (略) 5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
第33条 第1項	(調査票情報の提供) 第三十三条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等
第33条の2 第1項	第三十三条の二 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。
第34条 第1項	(委託による統計の作成等) 第三十四条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うことができる。
第36条 第1項	(匿名データの提供) 第三十六条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。
第39条 第1項	(調査票情報等の適正な管理) 第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。 一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報（当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。）、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ 二 指定地方公共団体の長その他の執行機関 当該指定地方公共団体が行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報 三 地方公共団体の長その他の執行機関（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報 四 指定独立行政法人等 当該指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ 五 独立行政法人等（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報
第42条 第1項	(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理) 第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。 一 第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報 二 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

(総務省令への委任内容)

総務省令への委任事項 ＜参照元の法の条項＞	総務省令における規定内容の概要 ＜規定されている総務省令の条項＞
基本計画の国民の意見反映に必要な措置 ＜法第4条第5項＞	基本計画の素案、意見提出方法、提出期限及び提出先などをインターネットなどにより周知 ＜統計法施行規則（以下「則」という。）第2条＞
行政機関等及びこれに準ずる者の調査票情報の提供に係る手続・利用の公益性等 ＜法第33条第1項＞	・申出者の名称・利用目的・利用場所など申出書等の内容 ・公的機関の範囲（行政機関等＋会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社） ・公益性（次のいずれかに該当） ・公的機関等が委託又は共同して行う調査研究の統計作成等 ・公的機関等が公募により補助する調査研究の統計作成等 ・行政機関等が政策の企画等に有用であると認める統計作成等 ＜則第8～11条＞
一般への調査票情報のオンライン提供に係る手続・利用の公益性等 ＜法第33条の2第1項＞	・申出者の名称・利用目的など申出書等の内容 ・公益性（次のいずれかに該当） ・大学等、公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究の統計作成等 ・大学等に所属する教員が行う調査研究の統計作成等 ・大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募により補助する調査研究の統計作成等 ・高等教育の発展に資する統計作成等 ＜則第17～19条＞
オーダーメイド集計に係る手続・利用の公益性等 ＜法第34条第1項＞	・申出者の名称・利用目的など申出書等の内容 ・公益性（次のいずれかに該当） ・学術研究の発展に資すると認められる統計作成等 ・教育の発展に資すると認められる統計作成等 ・デジタル社会形成に資する特定公共分野に関する統計作成等 ＜則第25～27条＞
匿名データの提供に係る手続・利用の公益性等 ＜法第36条第1項＞	・申出者の名称・利用目的など申出書等の内容 ・公益性（次のいずれかに該当） ・学術研究の発展に資すると認められる統計作成等 ・教育の発展に資すると認められる統計作成等 ・国際社会における我が国利益増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計作成等 ・デジタル社会形成に資する特定公共分野に関する統計作成等 ＜則第33～35条＞
調査実施者等の情報の適正管理のための措置 ＜法第39条第1項＞ 調査票情報等の提供を受けた者の情報の適正管理のための措置 ＜法第42条第1項＞	・組織的管理措置 管理簿整備、管理規定策定、自己点検・監査、事故処理体制整備など ・人的管理措置 教育及び訓練の実施、関連法令違反者がいないことなど ・物理的管理措置 情報取り扱い区域の特定・制限、機器の盗難防止、情報削除の際の機器の廃棄など ・技術的管理措置 情報を処理する者の限定のための措置、不正アクセス防止の措置、電気通信回線接続に伴う情報漏えい等の防止の措置など ・その他の管理措置 ＜法第39条第1項：則第41条第1～5項＞ ＜法第42条第1項：則第42条第1～2項＞